

○加賀市観光情報センター条例

平成17年10月1日

条例第166号

(設置)

第1条 本市の観光振興を図るため、観光情報センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 観光情報センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加賀市観光情報センター

位置 加賀市作見町ヲ6番地2

(事業)

第3条 加賀市観光情報センター(以下「観光情報センター」という。)は、第1条の目的達成に必要と認められる事業を行う。

(指定管理者による管理)

第4条 観光情報センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 観光情報の収集及び提供に関する業務
- (2) 観光企画に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、観光情報センターの管理運営に関し、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 観光情報センターの開館時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 観光情報センターは、年中無休とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市長による管理)

2 第4条の規定にかかわらず、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長が観光情報センターの管理を行うものとする。

3 前項の規定により市長が管理を行う場合においては、第6条第2項及び第7条第2項中「指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要と認めるときは、」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年3月26日条例第12号)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第14号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月31日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。